

大山町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度



鳥取県西伯郡大山町

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 町の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向	2
	(3) 行財政の状況	5
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
	(5) 地域の持続的発展の基本目標	8
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
	(7) 計画期間	9
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
	(1) 現況と問題点	10
	(2) その対策	10
	(3) 計画	11
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	11
3	産業の振興	12
	(1) 現況と問題点	12
	(2) その対策	14
	(3) 計画	15
	(4) 産業振興促進事項	16
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合	16
4	地域における情報化	17
	(1) 現況と問題点	17
	(2) その対策	17
	(3) 計画	17
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	17
5	交通施設の整備、交通手段の確保	18
	(1) 現況と問題点	18
	(2) その対策	19
	(3) 計画	20
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	20
6	生活環境の整備	21
	(1) 現況と問題点	21
	(2) その対策	23
	(3) 計画	24
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
	(1) 現況と問題点	25
	(2) その対策	26
	(3) 計画	27
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
8	医療の確保	28
	(1) 現況と問題点	28
	(2) その対策	28
	(3) 計画	28
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
9	教育の振興	29
	(1) 現況と問題点	29
	(2) その対策	30
	(3) 計画	31
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
10	集落の整備	32
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	32
	(3) 計画	32
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32
11	地域文化の振興等	33
	(1) 現況と問題点	33
	(2) その対策	33
	(3) 計画	33
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
12	再生可能エネルギーの利用の推進	35
	(1) 現況と問題点	35
	(2) その対策	35
	(3) 計画	35
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、鳥取県の西部に位置し、東部は琴浦町、西部は米子市及び伯耆町、南部は江府町とそれぞれ接し、北部は日本海に面しています。距離的には、県庁所在地の鳥取市から約80km、県西部にあり広域市町村圏の中心都市である米子市から約20kmの位置にあります。特に米子市との繋がりは強く、車で約30分圏内にあり住民の主な通勤・通学先となっています。また、山陰の空の玄関口である米子鬼太郎空港までは、車で約50分圏内にあります。

地勢は、南北約21km、東西約16kmであり、北は日本海から南は中国山地の最高峰大山に至る範囲となっており、区域面積の約26%が山林・原野（国有林と保安林を除く。）で、約23%が農用地となっています。北部は大山の裾野が緩やかな傾斜を描きながら日本海に向かって広がり、南部は丘陵と谷間で形成され大山山頂に至る山地となっています。河川は大山山系を分水嶺として、東部に甲川、西部に阿弥陀川が日本海に流れています。また、本町の行政区域面積は189.75km²で、県の総面積の5.4%を占めています。

気象は、町域が海岸部から大山山頂に及んでいるため、非常に大きな差異が見られます。夏の最高気温は、平坦部では30℃を越すのが普通であるのに対し、大山山頂では20℃前後となっています。また、冬の最低気温は平野部では氷点下となることは希ですが、大山中腹にある大山地区では氷点下5℃以下となることがあります。降水量は、山陰型の気候であるため冬季と梅雨期に多く、積雪量は平野部で20～30cm、山間部で1m前後、スキー場のある付近では2mを越すこともあります。

大山町は、平成17年3月28日に、いわゆる“平成の大合併”により中山町・名和町・大山町の3町が対等合併し、新しく大山町となりました。

交通網は、日本海沿岸に沿って国道9号及びJR山陰本線が並行して東西に走っており、その南側に県道淀江琴浦線、広域農道が東西に走っています。また、町内を県道や主要地方道等が南北に走っています。中国自動車道に直結する山陰道が平成25年に町内全線開通しており、町内には5箇所インターチェンジ（ハーフインターを含む。）があります。

歴史的に大山は古来より「神在ます山」「大神岳」と呼ばれ、大山信仰の始まりは約1,300年前の奈良時代までさかのぼり、人を寄せ付けない陰しさと気の引き締まる山の靈気にひかれた行者達の荒修行の場として崇拜されていました。

イ 過疎の状況

本町の人口は、現在15,370人（令和2年国勢調査）ですが、昭和35年から昭和50年にかけて減少傾向が続き、昭和50年から平成2年まで減少が緩やかになった年もあったものの、増加に転じることはありませんでした。

このように本町では、人口の減少が緩やかになった時期もありましたが、依然として人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

本町では、これまで福祉施設の整備、農業や観光業を中心にした産業の振興、道路網などの生活基盤を中心として地域の活性化に取り組んできました。その結果、交通通信体系の整備や

高度情報通信社会に不可欠な光ファイバー網の整備なども進展しています。

本町のまちづくりにおいては、旧小学校区ごとの住民が主体となった地域自主組織を中心に広域的な地域づくりを行っています。また、積極的な定住化施策を展開し、人口減の抑制を図る取り組みを進めています。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性に配慮した社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業は長い間、農業と観光業が主体でしたが、少子高齢化による農業後継者の問題や余暇産業の衰退など、地域経済をめぐる環境は大変厳しい時期を迎えています。

国や地方の財政状況が厳しいなか、今後もこれまでのまちづくりの取り組みを継続して、地域の特性を活かした独自の若者定住の促進や過疎化への対応、少子化対策の推進、そして豊かな高齢化社会の実現に向けて、住民主体のまちづくりを一層進めていく必要があります。

大山町では、本町が有する多様な資源を“大山の恵み”として象徴的に位置づけ、人と人、人と自然のつながりを大切にすまちをめざしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による人口では、昭和50年から平成2年までは減少率が3%、平成2年から平成17年までと平成17年から平成27年までの減少率が12%、令和2年までの減少率が6.7%となり、過疎化に歯止めがかからない状況となっています。また、少子高齢化や若年者の都市部への流出により、平成2年以降、若年者数と高齢者数が逆転しています。

高齢者比率は昭和35年の9.3%から年々上昇しており、平成2年には20%を超え、令和2年には40.3%となっており、今後も高齢者比率は上昇していく傾向にあります。

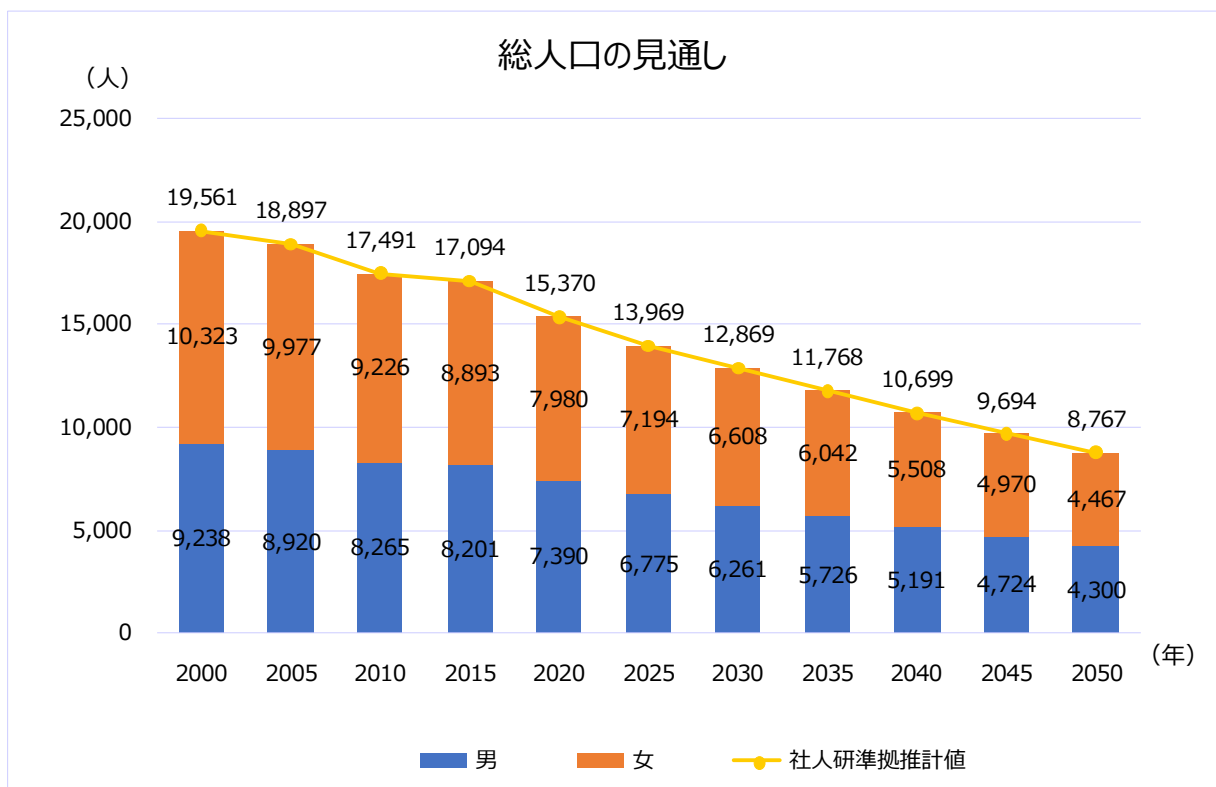
一方、若年者比率は昭和50年までは約20%、平成2年・平成17年で約14%、平成27年には9.9%、令和2年も9.4%と10%をきる状況であり、若年者数は年々減少しています。

また、大山町の将来の人口は、現状のまま人口減少が進めば、2045年代に1万人を下回るとされています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,180	人 21,508	% △ 3.2	人 18,897	% △ 12.1	人 16,470	% △ 12.8	人 15,370	% △ 6.7
0歳～14歳	4,342	3,830	△ 3.0	2,215	△ 42.2	1,822	△ 17.7	1,684	△ 7.6
15歳～64歳	14,719	13,078	△ 11.1	10,776	△ 17.6	8,440	△ 21.7	7,491	△ 11.2
うち15歳～29歳 (a)	4,374	3,025	△ 30.8	2,641	△ 12.7	1,623	△ 38.5	1,438	△ 11.4
65歳以上 (b)	3,119	4,600	47.5	5,906	28.4	6,203	5.0	6,195	△ 0.1
(a)/総数 若年者比率	% 19.7	% 14.1	—	% 14.0	—	% 9.9	—	% 9.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 14.1	% 21.4	—	% 31.3	—	% 37.7	—	% 40.3	—

表 1-1 (2) 人口の見通し



(「大山町人口動向分析及び将来人口推計」令和6(2024)年3月大山町 Ⅲ. 大山町の将来人口目標より)

イ 産業の推移と動向

本町の令和2年の15歳以上就業人口は8,232人で、人口が減少するにつれ、就業人口も減少しています。産業別の就業人口比率は、第一次産業23.8%、第二次産業19.6%、第三次産業56.4%となっており、第三次産業が全体の約半分を占めています。

産業構造の変化を見ると、昭和50年までは本町の基幹産業でもある農業を中心とした第一次産業が約50%を占めていましたが、農業所得の減少や後継者不足のため零細農家を中心に農業離れが顕著となり、平成17年には28%にまで落ち込み、その後も減少傾向で推移しています。

第二次産業については、工場の積極的な誘致や公共事業の増加により、製造・建設業の就業者数も右肩上がりに推移していましたが、バブルの崩壊後、公共事業の縮小などにより建設業の廃業や規模縮小が相次ぎ減少に転じています。

第三次産業については、昭和35年以降就業者数は、第一次産業離れの影響もあり右肩上がりに推移していますが、小売業、宿泊業、飲食サービス業を中心に伸び悩んでいます。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,071	人 12,354	% △ 5.5	人 10,198	% △ 17.5	人 8,821	% △ 13.5	人 8,232	% △ 6.7	
第一次産業 就業人口比率	% 49.7	% 38.5	—	% 28.0	—	% 25.9	—	% 23.8	—	
第二次産業 就業人口比率	% 19.6	% 25.4	—	% 23.7	—	% 19.4	—	% 19.6	—	
第三次産業 就業人口比率	% 30.7	% 36.1	—	% 48.3	—	% 54.7	—	% 56.4	—	
分類不能	13	4		44		128		24		

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町は、平成17年3月28日に中山町・名和町・大山町が合併し、「大山町」として行政運営に取り組んできました。

合併後の行政運営は、本庁のほか2地域に支所を配置し住民サービス体制の維持・向上と、本庁と支所が連携し、地域の振興と行政サービスの提供を行っています。

行政組織については、部署の統廃合、組織のスリム化、事務事業の効率化等を図り、住民サービスの向上等につなげるため、限られた人材の中で最大限の効果を挙げられるよう、組織体制の整備を図っています。

本町は行政区域も広範なため本庁・支所のほか、公共施設として保育所5園、小学校4校、中学校3校、診療所3カ所などを有し、職員数は、令和7年4月1日現在で233人となっています。

広域行政は現在、2市1村6町（米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町）で鳥取県西部広域行政管理組合を組織し、消防、不燃物処理、介護認定等に対応し、広域圏の整備計画の事務を行っています。

町内には、164の集落が存在し、自治会等を構成しています。本町では、集落を基本としつつ地域全体の活性化を図るため、地域自主組織の設立を推進してきました。地域の主体性と役割、責任を明確にして、行政と協働してまちづくりを行っています。

イ 財政の状況

大山町の財政規模は、平成27年度と令和2年度を比較すると歳入において21.6%、歳出において25.5%の増加となっています。

歳入構成をみると依然として自主財源比率がわずか3割程度しかなく、地方交付税や国庫支出金、県支出金などに依存した財政構造にあります。

国の財政も危機的な状況にあることから、主な財源である地方交付税は今後、どのような方向に進むのか見当がつかない状況にあります。そのため今後の事業実施に向け、使用料、手数料の見直し、ふるさと納税の促進、遊休地の売却をはじめとする自主財源の確保について考えていく必要があります。

歳出面では、人件費の増加、委託料をはじめとする物件費の増加、社会保障経費の増加、建物の老朽化に伴う維持補修費の増加などがあり、近年100億円を超える決算状況が続いています。

このような現状の下、大山町が将来にわたって持続可能なまちとなるためには、「歳入に見合った歳出」を念頭に、職員一人ひとりがコスト意識を強く持ち、事務事業や公共施設の在り方をゼロベースで見直し、財源を捻出し、より魅力のある施策に転換・実行し、可能な限り早い段階で、人口減少に歯止めをかける必要があります。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	12,121,553	11,432,834	13,898,687
一般財源	7,569,564	7,437,623	7,073,708
国庫支出金	1,128,640	736,820	2,903,247
都道府県支出金	875,956	1,115,925	1,280,081
地方債	1,287,000	1,018,000	888,600
うち過疎債	170,800	191,100	339,600
その他	1,260,393	1,124,466	1,753,051
歳出総額 B	11,563,874	10,675,517	13,396,618
義務的経費	4,250,543	4,048,733	4,486,040
投資的経費	1,652,100	1,119,303	1,337,144
うち普通建設事業	1,620,024	1,116,414	1,310,253
その他	5,661,231	5,507,481	7,573,434
過疎対策事業費	278,437	313,115	484,920
歳入歳出差引額 C (A-B)	557,679	757,317	502,069
翌年度へ繰越すべき財源 D	208,803	149,148	118,810
実質収支 C-D	348,876	608,169	383,259
財政力指数	0.274	0.256	0.269
公債費負担比率	18.0	17.5	16.1
実質公債費比率	17.7	9.0	10.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.4	85.5	92.4
将来負担比率	67.4	—	—
地方債現在高	13,264,068	10,879,128	9,470,469

ウ 公共施設の整備状況

大山町では、これまで福祉施設の整備、農業や観光を中心とした産業の振興、道路網等の生活基盤の整備を中心として活性化に取り組んできました。

その結果、下記に示すとおり、地域生活の基盤となる公共施設の整備は着実に進展しています。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	51.5	63.1	75.6	70.7	72.9
舗 装 率 (%)	76.0	87.0	93.3	93.5	94.1
農 道					
延 長 (m)	72,128	63,844	85,817	85,512	79,426
耕地 1 h a 当たり農道延長 (m)	15.9	13.8	18.6	27.3	23.1
林 道					
延 長 (m)	3,892	5,032	5,032	15,724	5,032
林野 1 h a 当たり林道延長 (m)	0.5	0.8	0.8	7.2	0.6
水 道 普 及 率 (%)	93.0	95.2	99.8	93.7	93.8
汚水処理人口普及率 (%)				94.7	94.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0.8	0.8	0.9	0.0	0.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

町の総合計画である『第三次大山町総合計画』は、その基本理念を「わくわく楽しい未来につながるまち～人と人、人と自然が紡ぐまちの豊かさ～」としています。また、「まちの将来像」を以下の5つの視点に分けて考え、それぞれの視点でめざすべき目標を示しています。

本計画においても、『第三次大山町総合計画』の基本理念と5つの基本目標を地域の持続的発展の基本方針として、一つひとつの取り組みを着実に積み重ね、大山町の理想の未来へつなげていきます。

①ひとの視点

基本目標 まちを愛する人であふれるまちづくり

将来像 まちで暮らすことを楽しむひとづくりで、いきいきと活気あふれる人が増えるまち

②しごとの視点

基本目標 やりがいのある仕事でにぎわうまちづくり

将来像 みんながやりがいを感じられる仕事に励むことで活性化するまち

③くらしの視点

基本目標 いつまでも安心安全に生きがいを持って暮らせるまちづくり

将来像 安心して過ごせる「しくみ」と安全で快適に暮らせる環境の「かたち」が揃っているまち

④しぜんの視点

基本目標 自然を大切に自然とともに歩むまちづくり

将来像 一人ひとりが自然を大切に、自然を守り活かすことでまちの豊かさにつながる

⑤つながりの視点

基本目標 みんながつながりみんなに関わるまちづくり

将来像 まちに関わるみんなで地域を支え、共に創り、つながりで元気を生み出すまち

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	目標値
令和12年度末の全町人口	12,830人

※「大山町人口動向分析及び将来人口推計」 令和6(2024)年3月 大山町 Ⅲ. 大山町の将来人口目標の1. 将来人口推計目標値 人口推計値比較(目標達成後)の数値より計算したものを。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、町のホームページで毎月全町の人口を公表しているため、そこで結果を確認・評価を行い、必要に応じて見直しや改善を行います。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画（H29.3月策定。以下、「総合管理計画」という。）の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住定住

担い手の減少に少しでも歯止めをかけるため、住宅、仕事を含めた移住定住に係るワンストップ窓口の設置と地域に早く馴染めるよう民間活力を活かした移住定住施策の充実が必要です。

イ 地域間交流

本町の国内交流は広島県呉市、沖縄県嘉手納町といずれも合併前から引き継いで行っています。この間、文化交流や親善を目的として、行政主体で小中学生・住民などの草の根交流を進めてきました。

今後は、交流継続を基本とし、交流内容や交流実績等を再確認し、行政主体の交流から地域づくりにつながる民間主導の地域間交流に移行していく必要があります。

また、米国カリフォルニア州テメキュラ市、韓国江原道襄陽郡との国際交流や国際交流団体による「草の根交流会」など、国際社会への理解と友好親善を図るため国際交流を進めてきました。異なる文化・歴史・習慣を持つ人々との交流は、まちづくりや国際性豊かな人間形成に大変に有意義なものです。

今後も、私たちの住む地域の生活文化・様式の認識をさらに深めるため、国際交流の内容を検討しながら、多文化共生の社会の実現及び活力ある地域づくりにつながる様々な取り組みを進めていく必要があります。

ウ 人材育成

地域の持続的発展に向けて、地域活動を支える体制づくりのために人材育成、確保が課題となっています。

(2) その対策

ア 移住定住

役場ワンストップ相談窓口の継続運営、民間活力を活かした現場の相談窓口である「移住交流サテライトセンター」の強化・継続運営、移住相談会への参加、先進地視察研修の実施及び諸事業の活用により、町内者の定住と町外からの移住定住の促進を図ります。

イ 地域間交流

国内交流では友好都市との交流を継続し、今後は、活力ある地域づくりにつながる住民参加の交流を進めます。

国際交流では、交流の目的等について住民の理解を促し、誰もが参加しやすいシステム、環境づくりに努め、国際性豊かな住民の育成と地域の活性化を図ります。また、町内中学生と友好・姉妹都市の中学生との交流を継続しながら、教育の観点からの国際交流事業を進めます。

ウ 人材育成

地域おこし協力隊の活動支援や任期終了後の定着支援、集落支援員の配置による地域づくりの担い手や推進役、又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	国際交流 大山町と友好・姉妹都市の韓国襄陽郡、米国テメキュラ市との交流事業、および訪問団派遣、受入を行う。	町	
	人材育成	人材育成交流事業 風土や文化、生活習慣の異なる友好都市との児童交流を通じ、次代を担う幅広い見識を持った人材の育成を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、大山の裾野に広がる肥沃な水田や畑地を利用して、水稻・果樹・野菜・花き・畜産等多様な農産物の生産振興に努めてきました。生産体制・土地基盤・近代化施設等の生産基盤の整備を積極的に取り組み、県下でも有数の農業地帯となっています。

しかしながら、農業従事者の高齢化・後継者不足、農地の荒廃など農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にあり、作業の効率化・省力化を図り耕作放棄地の解消に努め効果的な農業経営を目指す必要があります。

イ 林業

森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能を有しており、これらを通じて地域住民の生活と深く結びついています。

今後、森林の適正な維持管理を推進していくことが重要な課題となっていますが、近年の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷、松くい虫被害の発生、従事者の高齢化等、林業全般にわたって停滞しています。そのため、生産環境の整備、林業の担い手確保や育成もまた重要な課題となっています。

また、森林施業の集約化が課題となっていますが、施業実施箇所が小規模、分散し、森林整備事業に取り組む事業者のうち集約化施業の割合がほとんどないのが現状であり、間伐等の森林施業が効率的に行われていない状況にあります。

ウ 水産業

本町の漁業は、県下でも有数の漁獲量・漁獲高を誇る沿岸漁業の主力基地を有しています。特に御来屋漁港は、若手漁業者が比較的多く、活気のある港です。

しかしながら、全国的な漁価低迷などにより漁業経営環境は厳しい状況が続いています。

このような中、これまで交付金事業を利用した漁港整備事業を行ってきました。

御来屋漁港においては、令和7年度からは水産物供給基盤整備事業により施設の保全工事を行っています。今後も老朽化した施設の保全に継続的に取り組んでいくこととしています。

御崎漁港・逢坂港においては、港整備交付金事業により主に防波堤の改良を実施しました。また、逢坂港においては、更なる港内静穏度の向上のため、港整備交付金事業により防波堤や消波工の改良工事を行う予定であり、出漁機会の増加が期待されます。

平田漁港においても、既存施設の老朽化がすすみ、今後継続した修繕が必要となってきています。

漁業者も厳しい漁業経営環境に対応していこうと取り組みを行っています。加工品の開発により付加価値をつけた販売、省エネ操業等による経営努力、後継者の育成等を行っています。

そして、限りある資源を育てていこうとする取り組みにより、サザエ・アワビの種苗放流を継続して行っています。

今後の課題は、港内静穏度の向上、直販所の効果の検証、磯場造成の実践、そして後継者育成にあります。

エ 工業

本町では、住民の就労の場を確保するため、積極的に企業誘致を進めてきました。これにより、町内の雇用促進、定住促進につながっています。

今後も引き続き、景気・社会情勢を勘案した本町独自の誘致施策の実施などにより、企業誘致を推進する必要があります。

オ 商業

本町の商業は、個人経営による小規模な小売業が大半をしめています。消費者は米子市近郊の大型店舗を利用する傾向にあるため、町内の商店は極めて厳しい経営環境におかれ商店数の減少が進んでいます。しかし、地域に密着した商店は日常生活の利便性や地域の活性化に欠かせないものです。

これを改善するためには、消費者に魅力を感じさせる商店づくり、店舗の再編成による商業活性化、多様化・高度化する消費者ニーズへの対応、商工会と連携した支援体制の強化が必要です。

カ 観光

本町には、大山隠岐国立公園内に四季を通じて観光客を魅了する秀峰大山があります。しかし、宿泊客は減少傾向にあり、老朽化した宿泊施設や街並みの整備など、抜本的な改革が必要となっています。

併せて、山から海までの豊かな自然環境と文化財等の歴史的資産・農林水産業の産業資源を活かし、大山を主軸にした広域連携によって、新たな観光施策の展開を図る必要があります。これら資源を活用した体験型・交流型・滞在型観光の新たな目的地づくりなどの取り組みと併せて、体験型観光の拠点となる新たな施設の整備、既存施設・設備の更新等を図る必要があります。

人口減少による域内消費の縮小に対し、観光産業の発展による域外からの消費獲得を図ることは、地域経済の成長促進のうえで重要な要素です。

キ 6次産業

本町の農畜水産物は、県内でも有数の生産量を誇り町内外において広く流通・消費されています。さらに、地元においてはその地域独自の加工・調理品があり、それはその地域での伝統と文化とともに継承されてきました。

一般財団法人大山恵みの里公社や関係団体との連携、農産物処理加工施設の活用などにより、これらの農畜水産物の加工品を町内外で提供できる流通・販売の体制が整いつつあります。

(2) その対策

ア 農業

本町の農産物の生産振興を図るために、農産物の高品質化や生産の安定化を図り、農薬や化学肥料に大きく依存しない土づくりを基本とした、環境に調和する地球環境にやさしい農業が必要です。これまで培われてきた農業生産環境を活かし、地域の特色を活かした農業振興施策の展開を図るとともに、多様な農産物を活かした特産化を推進します。

また、地域農業のリーダーとなる基幹的担い手農業者の育成を推進し、豊かで活力のある農業、魅力あふれる農業が実現できるよう施策を講じる必要があります。農業従事者の高齢化等の課題を踏まえ、農協等関係機関と連携のうえ、生産組織の設立の検討を含めた営農体制の充実に取り組みます。さらに、担い手対策と農業機械の共同利用等のコスト削減をめざした集落営農組織の育成に取り組みます。

畜産においては、所得の向上をめざし、担い手の育成により、畜産の振興を図り、生産体制・技術の支援を行うことによって、畜産物の品質・量の向上を図り経営の安定化をめざします。また、飼料生産請負組織を育成し、機械の共同作業による効率化・省力化を図るとともに、飼料と堆肥の需要供給を耕畜連携により確保する体制づくりを推進します。さらに、和牛放牧等を実施することにより耕作放棄地の有効活用に努めます。

イ 林業

各種補助金制度により、森林資源の保全と活用を図ります。

また、施業の団地化・集約化を図り、作業道等の路網整備、高性能林業機械整備を低コスト林業重点施策として位置付け、より効率的な施業を推進していくとともに、森林所有者、森林組合などとの相互の連携強化、担い手の育成に努めます。

ウ 水産業

元気な漁港であり続けるために、安全な係船のための既存施設の保全、外郭施設改良や磯場増大支援による漁業環境の充実を図り、後継者の育成や新規就業・経営安定への支援と魚食普及に取り組みます。

エ 工業

工業は、雇用の確保や定住促進に大きな役割を果たしています。今後も、景気動向や社会情勢を的確に捉え、関係機関と連携のうえ、本町にふさわしい優良企業の誘致活動に取り組みます。

オ 商業

商業は、商工会など関連団体や事業者と連携しながら、経営基盤の安定を図るための経営指導体制や人材育成、講習会の開催などの活動支援の充実を図ります。また、制度金融の充実とその活用を促進し、消費者のニーズにあった商業活性化をめざし町内での消費拡大を図ります。

カ 観光

観光分野の基本計画である「大山町観光振興計画」を策定し、町が観光振興にとり組む上での基本理念やビジョンを示すとともに、あるべき姿を実現するために必要な達成すべき目標等を定め、関係者・団体が一体となって観光地域づくりに取り組みます。

また、観光関連産業の活性化に必要な年間を通じた体験型・交流型・滞在型観光の整備や、体験型観光の拠点となる新たな施設の整備、既存施設・設備の更新等を進め、交流人口の増加と滞在時間を延長させることにより、観光交流産業の活性化を図ります。

キ 6次産業

本町の農畜水産物等のブランド化とともに、特産加工品等の開発、それらを流通・販売する体制の整備に努めます。併せて、町の農畜水産物等が、町内外においてさらに広く流通・消費される環境づくりに努めます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(2)漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業	町	
		海岸保全施設整備事業	町	
		地方創生港整備推進交付金事業	町	
		漁港施設機能強化事業	町	
	(3)経営近代化施設 農業	水利施設等保全高度化事業	県	
	(4)地場産業の振興 加工施設	獣肉解体処理施設整備事業	町	
	(9)観光又はレクリエーション	名和公園整備事業	町	
		仁王堂公園整備事業	町	
		スキー場設備等更新事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	松くい虫等防除事業 松くい虫の被害から守るべき松林を、松くい虫のメカニズムに合わせ、効果的に駆除と予防作業を実施する。	町	
観光 夕陽の丘神田山香荘バンガロー外解体撤去事業 老朽化した当該施設を解体撤去し、維持管理費の削減及び建物の破損を起因とした事故の予防を図る。		町		

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
大山町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「産業振興」計画のとおり。

ウ 他団体との連携

地域における産業の活性化、働く場や働き手の確保は共通の課題であるので、西部地域振興協議会の構成市町村と連携し取り組みます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設等情報化のための施設

本町では、平成17～18年度に高度情報化社会に対応するため情報通信基盤を整備し、各世帯までの高速インターネットサービスや多チャンネルサービスが提供され、地域チャンネルによる議会中継、文字情報による行政情報や地域の話題、行事などの番組提供を行っています。

これら情報通信基盤の安定的な維持管理を継続するため、設備の更新が必要とされている中、時代の経過とともにインターネットの更なる高速化の求めに応じる必要性が出ています。

一方、整備されたICT利活用に必要なソフトウェアやシステム導入には人的、財政的な負担が大きいため、簡単に利用できない状況も続いています。

また、近年、スマートフォンやタブレット等の携帯端末の普及はめざましく、公衆無線LAN等の高速な情報通信サービスが受けられる環境整備を図る必要があります。

(2) その対策

ア 電気通信施設等情報化のための施設

情報通信施設は、地域の暮らしや産業、福祉、交流等さまざまな分野において地域情報を伝達するための基盤です。民間事業者と連携し、設備の適切な維持管理を行います。

近年、スマートフォンやタブレット等の携帯端末の普及により、SNSによる情報発信や情報収集が行われ、全国的にも災害時等にWi-Fiが積極的に活用されています。本町においても、すでに導入済みの公共施設や避難所等で住民や観光客に提供すべき情報を配信するための環境を再検討し、さらなる住民サービスの向上と観光客の利便性の向上を図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	情報インフラの整備、テクノロジーの 活用、SDGsの取り組みを展開す る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要なとなる施設整備等を行います。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道

町道は、国・県道とともに道路網を形成する重要な道路です。町内を横断する幹線道路の主なものは、山陰道、国道9号、県道淀江琴浦線がありますが、町内の交流や流通等には、まだまだ支障をきたしています。

また、町の中心的観光地である大山への道路整備も主要地方道赤碕大山線の整備が一部完了したものの、観光客の交通アクセスの利便性を一層向上させる必要があります。

そのため、町道についても整備を進めていますが、今後とも国・県道の幹線道路を補完し、住民の生活に密着した安全で快適な道路を計画的に整備する必要があります。併せて、地域振興を図るうえで、関連道路の整備も進めていく必要があります。

今後橋梁の老朽化が進んでいくことから、施設の延命化や架替えの検討を行っていく必要があります。

イ 農道・林道

農道及び林道の整備は、活力ある産業経済の発展や住民生活の向上などまちづくりの基礎として非常に重要な役割を担っています。

現在、町内を横断している農道は、大山広域農道、佐摩、大名、汗入の各農免農道がありますが、町内の農産物流通等にはまだまだ支障をきたしているため、広域的な役割をもった農道の整備を図る必要があります。

老朽化が進んでいる農道及び林道橋梁については、適切な点検・評価などを実施し、計画的な維持管理を図る必要があります。

また、間伐材を搬出するための林道、作業道の整備が必要です。

ウ 公共交通

住民の自動車運転免許証の取得率の向上、自動車の走行性能、安全性能向上及び操作性の容易化、さらに道路環境の向上から、マイカーの普及は、依然として進展しています。この結果、路線バスやタクシー等の公共交通の利用者は年々減少傾向にあります。

また、自動車の性能向上は、自動車運転免許証の自主返納を抑止する効果があると思われ、従来公共交通の主たる利用者であった高齢者にも、利用の減少傾向が見られるようになってきています。民営では確保できない輸送ニーズに応じるために運行を開始した町営の自家所有償旅客運送については、この傾向に同じく、利用の減少が続いていましたが、利用者ニーズに即し制度内容の見直しを行った結果利用の増加につながりました。

しかし、公共交通網は街の基礎インフラであり、また公共交通に頼らざるを得ない方もあり、持続可能で利用者ニーズに即した公共交通の維持確保は、今後においても重要な課題となっています。

このほか、輸送ニーズは個人ニーズであり、公共交通では対応できない事例も顕在化してきており、新たな課題となってきています。

(2) その対策

ア 町道

町道は、住民生活に密着した生活基盤であり、住民要望に基づいて生活利便性の向上や安全性の確保のため整備を図るとともに、町全体の道路網を視野に入れた計画的な道路整備や適正な道路維持、除雪体制の充実を推進します。また、橋梁等については長寿命化修繕計画に基づいて計画的に修繕を実施します。

イ 農道・林道

農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っているため、県営事業を中心に整備促進を行います。

また、既設農道の交通に支障を及ぼさないように、必要に応じ柵等を整備し、道路利用者の安全を確保します。

農道橋梁については、損傷の早期発見や計画的な維持管理を行うことが求められています。適切な点検・評価に基づく計画的な維持管理を実施し、地域の道路網の安全性・信頼性の確保、地域住民の安全・安心な暮らしの実現に努めます。

また、必要に応じて、林道及び作業道の整備を行います。

ウ 公共交通

公共交通の利用促進に向け、周辺市町村やバス事業者等と連携し、利用啓発活動や利用者意見を輸送サービスに反映させる連携体制の構築に努めます。

自家用有償旅客運送は、制度の維持を目的に開始した貨物の混載輸送を引き続き実施するなどにより収益改善を目指すほか、利用者のニーズに即したサービス向上に努めます。

このほか、公共交通のサービスでは対応できない輸送ニーズに対しては、地域自主組織等による共助交通あるいは地域住民による互助交通の育成に努め、公共交通と役割分担を行いながら、安心・安全・そして安定したまちづくりに努めます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	町道下坪田山村線	町	
		町道大山口(T)大塚線	町	
		町道末長妻木線	町	
		町道中山インター線	町	
		町道福尾中線	町	
		町道内蔵西線	町	
		町道松河原名和線	町	
		町道大山口栄線	町	
		町道大山口4号線	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業	町	
	(3)林道	森林環境保全整備事業 町が管理する林道橋について、 道路利用者の安全を図るため、補 修等を行う。	町	
	(9)過疎地域持続 的発展特別事業 交通施設維持	橋梁定期点検事業 町が管理する延長2m以上の全て の橋梁について、損傷の早期発見・ 経過観察・効率的な維持管理を図 るため、点検を実施する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町は合併により、水道事業も大きな給水人口を抱えるものとなり、安全でおいしい水の安定供給に対する責務が大きくなりました。水道普及率は、93.8%とほぼ全町にいきわたっています。

今後は、安全でおいしい水が活用できるネットワーク（相互給水）を確立し、地震や水質汚染などの災害時でも被害を最小限に抑える水環境の基幹施設の整備を進めていく必要があります。また、材質的に漏水・破損の恐れのある配水管等の更新や緊急時にも対応できる配水池容量の確保など、施設整備を引き続き進めていく必要があります。

イ 下水道

本町において、公共下水道事業・農業集落排水事業による下水道施設整備は、大山地区では平成16年度、中山地区では平成17年度、名和地区では平成18年度に完了しているところです。汚水処理人口普及率は、94.8%でほぼ町全域をカバーしています。

今後は施設の老朽化が益々進むことから、維持管理費の軽減と施設の延命化を検討する必要があります。

また、地理的条件・効率性の面から合併処理浄化槽の設置が望ましい地域においては、その整備を促進していく必要があります。

ウ 廃棄物処理

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は豊かな物質社会を生み出した反面、膨大な量の廃棄物を排出し、環境汚染・資源の枯渇・不法投棄の増大など多くの問題を引き起こしています。

これらの問題解決のためには、住民一人ひとりがリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの「4R」の意識を持つことが必要であり、従来的一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）へと移行し、環境への負荷が少ない資源循環型社会を推進することが求められています。

本町においては12種類の分別収集、使用済み家電製品のリサイクルに取り組んでおり、可燃ごみについては町内の焼却施設と、町内施設で処理しきれない可燃ごみは、米子市の焼却施設で処理を行っています。ごみのさらなる減量化が課題となっています。

令和14年度には、広域圏で新焼却施設を整備する計画があり、広域での処理に移行する予定です。それまでの間、町の現有施設の延命化を図ります。

また、し尿処理については、現在、西部広域行政管理組合の米子浄化場に搬入しています。今後は、米子市下水道処理施設と連携処理することがより効率的であると考えられますが、米子市下水道処理施設の受入能力が不足しており、施設の機能増強が必要です。

エ 消防・防災

本町では、西部広域行政管理組合による広域消防体制をとり、非常備消防として消防団の消防・防災活動の実施、自主防災組織の育成・強化等に取り組んでいます。

しかし、消防団員の高齢化や人口減少、町外勤務、若者の消防団離れ等により、消防団の人員体制が弱体化しているほか、自主防災組織の設立から年月が経ち活動内容がやや硬直気味になってきていることから、組織・施設の充実による機能的な消防・防災体制を確立していく必要があります。

消防施設については、消防水利の不足している地区に防火水槽を設置し、消防水利基準は概ねクリアしていますが、集落によっては未だ不足の箇所もあります。

近年、ゲリラ豪雨等予想のつかない自然災害が頻発していますが、これにより防災に対する意識は一層高まっています。災害発生時の対応や避難場所の確保・充実に対するニーズも高まっています。

オ 住宅

本町の住宅事情は、生活様式の変化による多様な住宅需要に対応できる供給がなされていないのが現状です。

近年、住宅は単なる私的財産にとどまらず、町の持続的・安定的な発展を支える社会的財産としての認識が強まっています。これにより、民間の住宅開発との調整を図りながら住宅政策に取り組むことがますます重要となってきます。また、町営住宅の老朽化に伴う既存施設の有効活用が必要が高まるとともに、需要に応じた計画的な住宅施策を積極的に進める必要があります。

本町の人口は減少傾向にあり、併せて今後は高齢化が一層進展することが見込まれることから、さらなる定住促進に向け、若者の定着やIJUターンの促進、子育てや教育環境等の充実など定住環境充実の取り組みが必要となっています。

カ 公園

公園に設置している遊具で経年劣化等しているものもあるため、改修等により利用者のニーズに応じた施設にする必要があります。

キ その他

近年、環境問題への関心が高まり、従来の技術革新による生産性重視の開発から、自然環境との共生をめざした取り組みへの転換が求められています。

本町は、大山をはじめとする豊かな自然環境に恵まれており、人と自然の関わりを物語る美しい景観が随所に見られます。この自然環境や景観は、大切に後世に残していかなければなりません。

そのためには、住民一人ひとりが郷土の自然を大切にする意識を持ち、行政と事業所が連携のうえ、この良好な自然環境と景観の保全に努め、自然との共生に取り組んでいかなければなりません。

(2) その対策

ア 水道

定期的な水質の検査、配水流量や配水池水位の監視、施設の安全管理や水道管の修繕等により良質な水の安定的な供給に努めます。

イ 下水道

下水道施設整備は完了したことから、今後は下水道への接続促進を継続し、処理施設及び管路施設の機能を保全するため計画的な延命化とコスト削減を図ります。また、公共下水道事業・農業集落排水事業の対象外の区域については、合併処理浄化槽設置の促進により公衆衛生の向上に努めます。

ウ 廃棄物処理

生活環境の保全や資源の有効利用を推進するため、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用をしたうえで、循環型社会への転換をめざします。

ごみ減量化と分別の徹底に努め、適正なごみ排出の啓発及び県西部での広域処理も視野に入れながら、処理施設の点検、早期補修など適正な維持管理を続け、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

また、不法投棄は、景観や環境に悪影響をおよぼすことから厳しく禁止されており、不法投棄をさせないための継続的な啓発活動を行います。

し尿処理については、米子市下水道処理施設の機能増強を図るとともに、下水道処理施設との連携が可能となるまでの間は、米子浄化場の長寿命化を実施し、施設の延命化を図ります。

エ 消防・防災

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、引き続き災害発生が予想される箇所の改修や、避難所に指定されている公共施設の維持管理に取り組みます。また、避難所生活用の物資の確保、災害発生時の住民の生活確保に努めます。

また、防災意識の啓発や自主防災組織の育成と活動の一層の活性化により、地域での防災体制を充実させるとともに、自助・共助・公助のバランスのとれた消防・防災体制施策により災害に強いまちづくりをめざします。

消防施設については、防火水槽や消火栓の設置による安定した消防水利の確保や資機材、消防車両等の更新を計画的に行い、一層の充実を図ります。

オ 住宅

公的機関及び民間と協力し、分譲宅地の販売促進や定住促進を図ります。少子高齢化の進行や若年層の流出による人口減少に歯止めをかけるため、老朽化が進む町営住宅の改修に取り組み、多様なニーズに応じた住宅の供給を図ります。また、町内に点在する空き家空き地の情報活用制度を更に充実させ、IJUターン希望者へ情報提供を積極的に行います。

カ 公園

老朽化した遊具や施設の更新をすることによって利用者の安全性と快適性の確保を図ります。

キ その他

本町の特性である森林・河川・景観等の貴重な資源の保全を図るとともに、町内外にアピールし、自然環境保全に対する理解と協力を促進します。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(2)下水処理施設 農村集落排水 施設 公共下水道	下水管路施設更新事業	町	
		下水処理施設設備等更新事業	町	
		下水管路施設更新事業	町	
		下水処理施設設備等更新事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	米子市内浜処理場し尿受け入れ施設整備事業	町	
(7)過疎地域持続 的発展特別事業 防災・防犯	自主防災組織育成事業 自主防災組織育成、強化に対する 補助金、個別避難計画・支え愛マッ プの作成、防災訓練等による防災 意識の向上を図る。	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

全国的に少子化が進む中、本町においても出生率の低下が顕著となっており、本町の15歳未満の人口は令和2年度で1,684人（国勢調査）となり、比率は10.96%となっており、令和2年度以降は出生者が80人を下回っています。

このような状況の中、安心して育児に取り組むことができるよう、旧町ごとに保育サービスを集約した拠点保育所を3園新設し、既存の保育所を含めて全体で5園体制に整備しました。また、令和2年度には、3歳未満児を対象とした大山ひめぼたる保育園を建設しました。

また、家族形態の多様化が進む中、子育てに対する肉体的・精神的あるいは経済的負担感の増加や、出産・育児により社会活動を制限されることへの不安感などが複雑に絡みあい、子どもを生み育てることをためらう人が増えています。

本町では、乳幼児保育・一時保育・延長保育・病児及び病後児保育などの保育サービスや地域子育て支援センター、こども家庭センターの開設、ファミリーサポートセンター事業、子育てサークルの活動を支援するなどの子育て支援策を行っています。一方、多様な働き方に対応したきめ細かな保育サービス、弾力的な保育料軽減など、一層の負担軽減が保護者のニーズとしてあります。また、保育に関わる職員の資質・能力や専門性の向上が求められます。

イ 高齢者福祉

本町の人口は年々減少傾向にある中、65歳以上の高齢者数も令和2年度に6,195人（国勢調査）と減少に転じましたが、高齢化率は40.3%と年々上昇傾向にあります。

本格的な超高齢社会の進展にともなう寝たきりや認知症など、介護を必要とする高齢者の大幅な増加に対応するために創設された介護保険制度は、平成18年に大幅に改定され、高齢者福祉に係る介護予防事業が新たな介護保険制度のもとに集約されました。

このような状況の中、高齢者が健康で自分らしく安心して暮らすことのできるよう各種施策を進める必要があります。また、要介護高齢者・一人暮らしの高齢者等に対し、要介護状態にならないための介護予防施策や、自立と生活の質の確保を図る生活支援サービス等の充実に努め、地域全体で高齢者を守っていく必要があります。

介護保険制度の定着や高齢化の進展と相まって、介護サービスの利用者は増えることが予想されますが、高齢者の多くは介護を必要としない元気な高齢者です。こうした高齢者が介護予防の必要性を理解しできる限り健康で生きがいを持ちながら過ごしていくことが大切です。

住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住民・関係機関・行政が役割分担・連携をしながら、地域で支え合う関係性を築いていくことが求められています。

ウ 障がい者福祉

近年、少子高齢化の進行とともに障害者手帳所持者も増加傾向にあり、障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化が進んでいます。また、家族関係や地域社会が大きく変化し、人々の価値観や生活様式が多様化する中、障がいのある人の意識も変化し、障がいのある人の地域での自立した生活を支援することがこれまで以上に重要となっています。

平成25年から障害者総合支援法が制定され、さらには障がいがあってもなくても、誰もが分けへだてなく、お互いを尊重して差別の解消を図り、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現につなげることを目的として障害者差別解消法が平成28年4月から施行されています。障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、福祉サービスの一元化や就労支援の強化が不可欠です。障がいの有無にとらわれず、誰もが自分らしさを尊重され、自ら選択した暮らし方を楽しむことのできる環境づくりが必要です。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

総合的な子育て支援体制づくりに取り組むとともに人材育成を図ります。

また、保育所における保育内容や人的体制、施設のあり方についても検討を行い、さらに“子どもたちが心豊かな人間として育つためのよりよい環境”を整えていきます。

働きながら子育てしやすい環境づくり及び家庭保育支援給付事業の実施など、家庭での子育て支援策を展開し、保護者の子育ての選択肢を広げることで、親子の愛着形成の助長並びに乳児の健全な育成を図ります。

イ 高齢者福祉

高齢者を取り巻く現状を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で生き生きと安心安全に暮らせるよう、民間事業者やボランティア団体等との連携により地域全体で高齢者を支え合い、保育所・学校と高齢者福祉機関との連携・交流を推進することにより地域に開かれた高齢者福祉のシステムづくりを進めます。

また、地域包括支援センターを中心に、福祉・保健事業と連携をとりながら、特に要介護状態にならないように介護予防の充実を図るとともに、各事業者・施設については、適正な基盤整備、介護サービスの充実に向けての指導・助言を行っていきます。

ウ 障がい者福祉

「ノーマライゼーション」の理念を基本とした暮らしやすい生活環境のもと、安心して暮らせるまちづくりと障がいのある人の社会参加の実現と心の「バリアフリー」化を促進し、「共生社会」の構築をめざし、障がい者関係団体や小規模作業所などへの支援を通じて、障がい者の社会参加の機会の充実を図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1)児童福祉施設 児童館	下田中児童館移設事業	町		
	高年齢者・障害 者福祉	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	家庭保育支援給付金 家庭で乳児を保育する保護者等 に対して給付金を支給することによ り、経済的負担の軽減と乳児期にお ける家庭での保育環境の充実を図 り、親子間の愛着形成や乳児の健 全な育成に寄与する。	町	
		外出支援サービス事業 要介護状態にある者または障が い者等で単独での移動が困難な者 で、一般の交通機関を利用すること が困難な者を対象として、移送用車 両により利用者の居宅と医療機関と の間を送迎する。	町		
		訪問サービス事業所支援事業 高齢者が自宅で安心して訪問介 護サービスを受けられるよう、町内 の訪問介護サービス事業所に対し 補助金を交付し、事業所が継続して 運営できるよう支援を行う。	町		
		高齢者補聴器購入費助成事業 聴力機能の低下により日常生活 に支障がある高齢者に対して補聴 器本体の購入費の一部を助成す る。	町		
		ハンドル型電動車いす購入助成事 業 免許返納者に対し、ハンドル型電 動車いすの購入費用の一部を助成 する。	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、一次医療機関が11施設（うち国民健康保険診療所が3施設）あります。国保診療所のうち、名和診療所は鳥取県からの派遣医師が、大山診療所は鳥取大学医学部地域医療学講座との連携で派遣医師が、大山口診療所は固定医がそれぞれ診療にあたっています。

各国保診療所とも地域医療の要として重要な役割を担う一次医療機関としての機能を維持しつつ、持続的な経営を図るため、計画的な医療機器の整備や更新、施設の改修など、一層の経営の合理化が求められています。

特に大山診療所は過疎地域における貴重な医療資源として存続させるため、鳥取大学医学部との協定により医学生研修の場としても活用され、常勤医の継続した確保の取り組みを進めています。

また、現在、救急医療については西部広域圏の救急医療体制に基づき対応していますが、より早く、適切に受けられる体制づくりのために関係機関との連携強化を図る必要があります。

(2) その対策

国保診療所の安定した経営を図るため、各診療所とも継続的な医師の確保に努めます。また、経営の合理化に努めるとともに、経営状況を勘案しながら計画的に医療機器等の整備、更新や施設の改修などを行います。

また、救急医療については、圏域の救急医療機関及び鳥取県西部広域行政管理組合等との連携強化を図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	国保診療所医療設備整備事業	町	
		国保診療所施設照明設備LED化事業	町	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	旧医師住宅解体工事 老朽化した当該施設を解体撤去し、 建物の破損を起因とした事故の予 防を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町には、小学校が4校、中学校が3校あります。児童・生徒数は少子化の進行や過疎化によって、小学校・中学校ともに減少傾向にあります。各学校で個性豊かな教育や基礎学力向上への取り組みがなされています。

学校教育は、子どもたちが社会の中で生きていくための基礎・基本を身に付けるとともに、個性を見出し、さらに生涯学んでいく基礎的な力を培っていくうえで重要な役割を担っています。

現在、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりが必要となっているほか、人間性豊かな子どもを育むための個性・創造性を育てる教育、心の教育の重要性や社会環境変化に主体的に対応できる人材を育成する教育環境が必要となっています。

また、施設面においては、建築後40年以上経過している小中学校の耐震補強工事及び大規模改修工事は終了していますが、体育館等の関連施設の改修工事を実施する必要があります。

なお、教育課程の改訂により、夏季休業日数を減らして授業を実施する必要がある一方で、昨今の気象環境の変化から猛暑の期間が長くなっており、運動をしていないときでも熱中症の危険性があり、暑さ対策を実施する必要があります。

学校給食は、2つの給食センターと自校方式を採る小・中学校各1校の給食室の合計4箇所により提供しているため、少子化の社会情勢下、給食提供の効率は年々低下を続ける一方、老朽化した施設・設備への対応が大きな負担となっています。

児童生徒の通学については、地形や学校までの距離等を考慮し、町営でスクールバスを運行していますが、車両老朽化に伴い、更新を行う必要があります。

イ 社会教育

本町の社会教育事業は、町立公民館や町内の社会教育関係団体等が様々な分野にわたり行っており、人づくり、地域づくりなどで成果が得られています。また、町内には本館分館をあわせて3箇所の図書館があり、約12万4千冊の蔵書を所有しています。図書館の果たす役割はとても重要で、生涯学習施設として生涯各期それぞれの住民に対して、潤いのある生活や文化を享受できるよう、図書館サービスを実施していく必要があります。

町では生涯学習の中核をなす社会教育を推進するため、ハード面では社会教育施設の整備を、ソフト面では指導者や推進者の育成に努めてきましたが、施設の整備や事業の一層の推進が必要です。

また、未来を担う青少年の育成や女性の活躍の場を広げるため、家庭、地域、団体、学校及び行政が連携しながら、それぞれの課題に応じた学習活動を実践することが求められています。

ウ 社会体育

町内のスポーツ施設は、陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館を有する名和総合運動公園をはじめ、体育館、武道館、野球場等の施設が整備されており、量的にも質的にもほぼ充足され、地域住民が様々なスポーツ活動に取り組んでいます。

また、スポーツ活動については、スポーツ協会、スポーツ少年団等を中心にスポーツ大会の開催等の活動をしています。それらの自主的な活動の促進を図るとともに、生涯スポーツの普及推進のため総合型地域スポーツクラブの育成が必要です。

今後とも住民の多様な生涯スポーツ活動に対応して行くためには、現有施設を有効に活用できるように、平素から一層の維持管理の充実、利活用の促進が必要となっています。

エ その他

町内に高等学校等のない本町においては、生徒の多くがJRや路線バスの公共交通機関を利用し、町外の高等学校等へ通学していますが、通学に要する費用負担も大きく、保護者にとって大きな経済的負担となっています。

(2) その対策

ア 学校教育

学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上を図るために、授業時数増を図り、特に言語活動や理数教育を充実させます。

子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むために道徳教育や体育を充実させます。また、各学校それぞれが保護者や地域住民の参画により、「地域とともにある学校」づくりを目指す取り組みの支援を行います。

学校施設については、防災機能強化事業等を実施し、環境整備を図ります。

学校給食については、安心で安全な給食提供の持続性を維持・担保するため、現状の4施設体制を見直し、既存調理施設のうち条件の良い1施設を選定改築のうえ集約化することで、給食提供の効率化とランニングコストの低減化を目指します。

児童生徒の通学については、安全な通学機会を確保するため、スクールバスの計画的な更新を行います。

イ 社会教育

行政、社会教育関係機関、各種団体及び学校と連携を図りながら、生涯各期のそれぞれの課題に応じた学習活動を提供し、実践することに努めます。

また、自然・歴史・文化資源のネットワーク化を図って恒常的に情報発信ができるようにし、観光・環境分野などの多様な場面での活用を進めます。

図書館については、すべての住民に読書の楽しさや喜びを提供するとともに、利用者の拡大と図書貸し出し冊数の増大、乳幼児から高齢者までのサービスの拡充、地域サービスの確立を推進し、利用者により親しまれる図書館づくりに努めます。

ウ 社会体育

講習会を開催して、スポーツ人口の増加を図ります。

また、既存のスポーツ施設等について、より効果的な管理運営方法や活用方法を検討し、住民の利便性の向上に努めます。

エ その他

定期乗車券により公共交通機関を利用して高等学校等に通学する費用を助成します。

これにより、保護者の経済的負担を軽減し、教育や子育てをしやすい環境づくりに努めます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校舎	名和中学校技術棟改修事業	町		
		中山中学校トイレ改修事業	町		
		中山小学校照明設備改修事業	町		
	屋内運動場	大山西小学校体育館防災機能強化事業	町		
		大山小学校体育館防災機能強化事業	町		
		大山中学校体育館防災機能強化事業	町		
		中山小学校体育館防災機能強化事業	町		
		中山中学校体育館防災機能強化事業	町		
		中山中学校武道場照明設備改修事業	町		
		中山中学校武道場照明設備改修事業	町		
	屋外運動場	大山西小学校グラウンド改修事業	町		
		大山西小学校プール更衣室新設事業	町		
		大山中学校部室棟改築事業	町		
		名和中学校プール循環ろ過設備更新事業	町		
	スクールバス・ポ ート	通学施設/スクールバス更新事業	町		
		学校給食配送車更新事業	町		
		大山町学校給食施設集約化事業	町		
	(3)集会施設、体 育施設等 体育施設	大山武道館LED化改修工事	町		
		名和農業者トレーニングセンター高圧ケーブル等更新工事	町		
		図書館	図書館キュービクル等更新工事	町	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 幼児教育	義務教育	保育所外国語活動事業 町内の保育所に英語講師を派遣し、園児のコミュニケーション能力を高める。	町	
			旧大山小学校香取分校体育館解体工事 老朽化した当該施設を解体撤去し、建物の破損を起因とした事故の予防を図る。	町	
		高等学校	少人数学級の実施に関する協力金(小学校) 国では、35人学級の少人数学級実施を年次的に進めている。県では、国の基準を下回る35人(小1・2年は30人)で一学級を編制する少人数学級編制を実施しており、今後国の基準を上回る編制についても検討をされている。国・県の基準に先行するかたちで、全学年での30人学級を実施する。これにより、県基準編制で増員となる教職員の人件費(一人あたり200万円)と町基準編制で増員となる教職員の人件費(一人あたり500万円)の協力金を県に支払う。	町	
			少人数学級の実施に関する協力金(中学校) 国では、中学生は40人で一学級を編制している。県では、国の基準を下回る35人(中1年は33人)で一学級を編制する少人数学級編制を実施している。国・県の基準に先行するかたちで、全学年での30人学級を実施する。これにより、県基準編制で増員となる教職員の人件費(一人あたり200万円)と町基準編制で増員となる教職員の人件費(一人あたり500万円)の協力金を県に支払う。	町	
	高等学校	高等学校等通学定期乗車券購入補助事業 定期乗車券により公共交通機関を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者に対して、定期乗車券の購入に要する経費を補助する。	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間に、全体延床面積の20% (約2.5万㎡) を削減することを

目標としています。
施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針

を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町においては、大小あわせて164の集落があり、それぞれの地域特性を踏まえて、集落内外の維持管理や伝統文化等の継承に努めてきました。

しかし、生活様式の多様化・家族構成やライフスタイル・価値観の変化などにより、地域社会に対する帰属意識が薄まり、これまで地域が持っていたふれあいや連帯感が失われつつあります。特に若者の地域への愛着心が希薄化しており、コミュニティの次世代を担う人材が不足しています。少子高齢化の波は、集落の活気がなくなることにつながります。本町では、若者向けの住宅16戸を運用し、若者が町外に流出しないように努めています。

住みよい地域社会の形成のためには、住民が主体となった活動を促進するとともに、集落の活性化が必要です。

また合併後は、住民と行政の距離が遠くなったとの声が聞かれます。まちづくりを進めていくうえで、住民と行政が協働で施策を進めることは重要であり、住民自治を推進し、発展させていくことが必要不可欠です。

(2) その対策

本町では、少子高齢化等の影響により、集落活動が困難となる集落も出てくると予測されます。そのため、集落という範囲をこえた地域（旧小学校区）で広域的に活動を実行する「地域自主組織」の取り組みを継続して進めます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	コミュニティ活動補助金 集落の維持に必要な活動の支援を行う。	町	
		地域自主組織育成支援事業 旧小学校区ごとに設立した地域自主組織を支援する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、国の重要文化財をはじめ、県及び町の指定文化財の建造物、美術工芸品、民俗文化財、史跡など、重要遺跡に登録されている文化財や史跡をはじめ、様々な地域固有の文化があり、それぞれの地域文化の伝承や新たな地域文化の創造を図る活動が活発に行われています。地域に所在する文化財は、その地域の歴史・文化を象徴するものであり、町の顔ともいえます。文化財には人を呼び寄せる資源としての側面もあり、観光面での活用も期待されています。

しかし、町の文化財行政は、諸開発行為に伴う発掘調査など埋蔵文化財の保護調整に係る業務などが量的に大きな部分を占めており、十分な活用をしていくための体制がとれない状況が続いています。いかにして、町の貴重な資源としての文化財を活用していくかが今後の重要課題となっています。

また、文化・芸術は情操豊かな人間性を培い、私たちの生活を潤すとともに人生に生きがいを与えるものです。町内においても、文化・芸術活動への関心や学習意欲は高まっており、公民館のサークル活動なども活発に行われています。

しかし、文化・芸術活動の主体は高齢者層に偏重している傾向にあり、今後は若年者層などへも広げていく取り組みが必要です。また、少子高齢化社会が著しく進行していく中であって、伝統行事などを保存・継承していく次世代の担い手の育成も課題といえます。

(2) その対策

文化財について、僧坊跡群等からなる大山寺旧境内をはじめ、重要遺跡についての継続的な調査を行い、その有効な保存・活用に努めます。また、大山町所子伝統的建造物群保存地区の保存について、周辺整備や情報発信に努めながら、資源の活用という視点に立った取り組みを進めます。町内の悉皆調査などにより、未指定文化財等の掘り起こしを行うとともに、文化財愛護の啓発を進めます。

また、優良な文化・芸術鑑賞の機会の提供と文化・芸術活動の発表の場の拡充を図り文化・芸術への関心を高めて、若年層の活動参加を促していきます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 地域文化 の振興等	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	大山僧坊跡等保存活用事業 大山寺・大神山神社奥宮周辺に広がる僧坊跡群の調査及び保存整備、活用を行う。	町	
		伝統的建造物群保存事業 大山町所子伝統的建造物群保存地区の町並みを保存するため、修理・修景及び活用を進める。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化が進行することにより、大雨や高温による深刻な気象災害が発生しており、洪水や干ばつ、陸上や海の生態系への影響、食料生産への影響や熱中症リスク増加等に伴う健康面への影響がみられます。

このような状況を踏まえ、現在、全世界では地球温暖化への対策が図られており、本町でも同様に温暖化対策を推進し、自然環境への配慮や環境負荷の軽減を図る必要があります。

また、本町では平成9年に開発した温泉を活用した温泉事業を行っており、温泉資源を活用し、安定的に事業を継続していく必要があります。

(2) その対策

温室効果ガス排出量の削減のため、家庭における再生可能エネルギー設備の整備・導入の積極的推進をはじめとした様々な脱炭素化の取り組み及び計画的な温泉資源の活用を進めていきます。

中山温泉については、温泉事業を今後も安定的に続けていくためには、適切な使用湯量を判断する必要があり、揚湯試験実施に向けた計画策定を行います。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能 エネルギーの利 用の推進	(3)その他	家庭用発電設備等導入推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の計画期間である30年間において、全体延床面積の20%（約2.5万㎡）を削減することを目標としています。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定しています。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行います。